

特定非営利活動法人じゃんけんぽん定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人じゃんけんぽんと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市棟高町954番地8に置き、従たる事務所を群馬県前橋市上新田町881番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会で暮らす高齢者・障害者等の生活の自立を支える活動の実施及び介護施設の運営に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する事を目的とする。又、これらの活動に地元企業・団体・個人等が参加することにより安全で活力あるまちづくりの建設に寄与するとともに経済活動の活性化に寄与する事を目的とする。又、環境保護と子供の健全育成に寄与する事を併せて目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子供の健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 介護保険、医療保険、障害者総合支援に係る事業
 - イ 訪問介護事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、重度障害者等包括支援事業
 - ロ 訪問入浴介護事業
 - ハ 訪問リハビリテーション事業
 - ニ 通所介護事業
 - ホ 通所リハビリテーション事業
 - ヘ 福祉用具貸与及び購入事業
 - ト 住宅改修事業
 - チ 居宅介護支援事業
 - リ 短期入所生活介護事業、短期入所事業
 - ヌ 特定施設入所者生活介護事業
 - ル 認知症対応型共同生活介護事業
 - ヲ 認知症対応型通所介護事業

- ワ 小規模多機能型居宅介護事業
 - カ 複合型サービス事業、看護小規模多機能型居宅介護事業
 - ヨ 訪問看護事業
 - タ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
 - レ 介護予防訪問リハビリテーション事業
 - ソ 介護予防福祉用具貸与及び購入事業
 - ツ 介護予防住宅改修事業
 - ネ 介護予防短期入所生活介護事業
 - ナ 介護予防特定施設入所者生活介護事業
 - ラ 介護予防支援事業
 - ム 介護予防認知症対応型共同生活介護事業
 - ウ 介護予防認知症対応型通所介護事業
 - キ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業
 - ノ 介護予防訪問看護事業
 - オ 同行援助事業、行動援助事業、療養介護事業、生活介護事業、施設入所支援事業
 - ク 共同生活援助事業、就労継続支援事業、就労移行事業、自立訓練事業
 - ヤ 移動支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業
 - マ 地域移行事業、地域定着事業
 - ケ 共生型サービス事業
- ② 子供の健全育成その他自然体験に係る事業
- イ 自然体験、農林業等を通じての幼児、児童、青少年等の育成、情操教育事業
 - ロ 飲食、宿泊等を通じての幼児、児童、青少年等の規範教育事業
 - ハ 自然体験、飲食、宿泊等を通じての親子、成人の環境教育事業
 - ニ 自然体験、飲食、宿泊等を通じての親子、成人の食育、健康指導事業
 - ホ その他環境保全の研究と情報収集事業
 - ヘ 子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育等の保育および子育て支援事業
 - ト 学習支援、食支援等を通じた子どもの居場所づくり事業および生活困窮家庭の支援事業
 - チ 学童保育、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等の就学児、未就学児の一時預かり事業
- ③ その他の特定非営利活動に係る事業
- イ 指定管理者制度等による国又は地方公共団体が設置する施設の管理及び運営事業
 - ロ 高齢者、障害者、幼児等の宅幼老所事業
 - ハ 高齢者、障害者、幼児等のショートステイ事業
 - ニ 高齢者、障害者、幼児等の一時預かり事業
 - ホ 高齢者、障害者、幼児等への配食サービス事業
 - ヘ 地域社会で暮らす不特定多数の人々の福祉コミュニティづくり居場所事業
 - ト 地域社会で暮らす不特定多数の人々の農福連携活動等の日常軽作業推進事業
 - チ 地域社会の経済の活性化のための地域通貨の流通実践事業
 - リ 福祉有償運送事業
 - ヌ 地域安全の研究と情報収集事業
 - ル 福祉全般の研究と情報収集事業
 - ヲ 福祉、介護に係る教育研修事業
 - ワ 福祉移送運転者講習事業
 - カ NPO法人設立、実践に係る教育研修事業
 - ヨ その他研修事業
 - タ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援事業
 - レ シェアハウスや空き家支援等を通じたコミュニティ活性事業
 - ソ 権利擁護を趣旨とする法人後見、市民後見等の成年後見事業
- (2) その他の事業
- ① 福祉バザー事業
 - ② 福祉フリーマーケット事業

- ③ 農業等の収穫物の販売事業
 - ④ 出版業
 - ⑤ 飲食業
 - ⑥ 物販業
 - ⑦ グループリビング事業
 - ⑧ 旅館業その他宿泊に係る事業
 - ⑨ レンタル業及びリース業
 - ⑩ 高齢社会、子供の健全育成、自然体験に関するコンサルティング事業
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限りにおいて行うものとし、その他の事業から生じた収益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体が総会の議決権を有する者
- (2) 利用会員 この法人の行う事業を利用する事を主とした目的として加入する個人又は団体の会員で、所定の申込用紙で加入を申し込み定められた会費等を納入した者
- (3) 賛助会員 この法人の行う事業に賛同し、支援する事を主とした目的として加入する個人又は団体の会員

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時
- (3) 継続して2年以上会費を滞納した時
- (4) 除名された時

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款等に違反した時
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

(拋出金品の不返還)

- 第 12 条 既に納入した会費その他の拋出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(種類及び定款)

- 第 13 条 この法人に次の役員を置く。
- | | |
|-----|------|
| 理 事 | 3人以上 |
| 監 事 | 1人 |
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれる事になってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。

(職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査する事
 - (2) この法人の財産の状況を監査する事
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する事
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する事
 - (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求する事

(任期)

- 第 16 条 役員の任期は2年とする。
- 2 役員は再任される事が出来る。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任する事が出来る。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる時
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる時

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与える事が出来る。但し、役員のうち報酬を受け取る者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任又は解任

(開催)

第 24 条 通常総会は前年度末から 3 ヶ月以内に毎年開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があった時
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集する時

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から起算して10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催日の5日前迄に通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(決議事項)

- 第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任出来る。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項第2号及び第52条から第55条の摘要については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任がある場合にあっては、その数を付記する事）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があった時

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった時には、その日から起算して10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催日の5日前迄に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(決議事項)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり当年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に記載する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、法第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成13年2月末日迄とする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、設立の日から平成11年12月31日までとする。
- 5 平成12年12月 1日一部変更
- 6 平成13年 9月 1日一部変更
- 7 平成14年 8月14日一部変更
- 8 平成15年 5月13日一部変更
- 9 平成19年 6月26日一部変更
- 10 平成22年 3月15日一部変更
- 11 平成24年11月28日一部変更（第2,5,52条関係）
- 12 平成29年 3月26日一部変更（第56条関係）
- 13 平成30年10月26日一部変更（第5条関係）
- 14 令和 2年 5月26日一部変更（第2,5条関係）

別 表

役 職	氏 名	備 考
理 事	井 上 謙 一	理事長
理 事	岸 和 司	副理事長
理 事	七 里 栄	
理 事	笛 田 裕 代	
理 事	岩 崎 陽 一	
監 事	小 林 和 義	